

2019年度 強化指定選手広報活動・肖像等の使用に関する方針

公益社団法人 日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）強化指定選手として活動するにあたり、以下の項目を理解し、これを遵守しなければならない。

1. JTUにおけるプロモーション活動及びJTUの企画するトライアスロン競技普及・振興活動に協力し、肖像等は無償で使用することを許諾する。
2. JTUのマーケティング活動において、JTUスポンサー企業等の広告・販促活動に協力し、肖像等を使用することを許諾する。但し、その対価としてJTUに支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する。
3. 国内外での大会への出場及びイベントへの出演時にJTUによって収められた映像等の著作権は撮影元に帰属する。従って、該当する映像の無断での二次使用は禁止する。
4. 強化指定選手として指定された行事（記者会見、壮行会、各種公式事業等）には参加する。また、所属企業を含む肖像等の使用契約が存在する場合であっても強化指定選手として活動・行事に参加する限りにおいては、JTUスポンサー・パートナーが優先されることを承認する。
5. 強化指定選手の認定期間を肖像等使用期間とする。尚、この間に現役を引退した場合にも肖像等が使用されることを承諾する。

<2019年4月1日>